その他の助成制度 概要

非木造住宅の耐震診断助成制度

助成対象建築物

昭和56年5月31日以前に建築された、木造以外の住宅(一戸建て住宅、長屋及び共同住宅、木造住宅との混構造住宅を含む)で、住宅の部分が2分の1以上であること。

助成金額

耐震診断に要した費用の3分の2(上限20万円)

豊島区HP

https://www.city.toshima.lg.jp/315/bosai/taisaku/kunotaisaku/bosai/013312.html



耐震シェルター等の設置助成制度

助成対象者

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅にお住まいの方で、次の(1)・(2)の要件に 両方該当する方

- (1) 世帯全員が、65歳以上または身体障害者手帳1級・2級の方
- (2) 世帯全員が、住民税を滞納していないこと

助成金額

耐震シェルター等設置工事費(上限60万円)

豊島区HP

https://www.city.toshima.lg.jp/315/bosai/taisaku/kunotaisaku/bosai/013316.html



ブロック塀等(道路に面する)の改善工事助成制度

助成対象ブロック塀等

道路等に面する倒壊の恐れのあるブロック塀等。
※隣地との境にあるブロック塀等は、助成対象外です。

助成金額

次の費用の合計

【撤去費用】1メートルあたり2,500円

【新設費用】助成対象経費の2分の1(上限30万円)

豊島区HP

https://www.city.toshima.lg.jp/315/bosai/taisaku/kunotaisaku/bosai/022591.html



※ 消費税相当額は助成金の対象外となります。

お問い合わせ先

都市整備部 建築課 許可・耐震グループ

電話:03-3981-0590

豊島区耐震化助成事業のご案内

あなたと大切な人の命を守る 住まいの耐震化



平成28年4月に発生した熊本地震では、建築基準法の耐震基準が大幅に強化された昭和56年6月より前に建築された住宅で、倒壊等の被害が多数ありました。また、平成12年6月より前に建築された木造住宅でも、一定の被害がありました。

東京湾北部でマグニチュード7.3の地震が起こった場合、都内の建物約280万棟のうち、約11.6万棟が全壊、約32.9万棟が半壊と予測されています。

豊島区では、安全・安心で災害に強いまちづくりを目指し、住まいの耐震化を推進しています。

SDGs未来都市としま





豊島区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

木造住宅の耐震化助成制度 概要

木造住宅の【耐震診断】助成制度

助成対象建築物

- (1) 平成12年5月31日以前に建築されたもの (昭和56年6月以降に建築されたものは、在来軸組工法のみ)
- (2) 階数が2以下の木造住宅(一戸建て住宅、長屋及び共同住宅)で、 住宅の部分が2分の1以上であること

助成対象者

助成対象建築物の所有者または居住者

助成金額

耐震診断に要した費用(上限15万円)

豊島区HP

https://www.city.toshima.lg.jp/315/bosai/taisaku/kunotaisaku/bosai/002186.html





木造住宅の【耐震改修】助成制度

助成対象建築物

- (1) 平成12年5月31日以前に建築されたもの (昭和56年6月以降に建築されたものは、在来軸組工法のみ)
- (2) 現状の耐震診断の結果が上部構造評点1.0未満で、補強設計に基づく耐震改修工事により、 耐震診断の結果が上部構造評点1.0以上となるもの
- (3) 階数が2以下の木造住宅(一戸建て住宅、長屋及び共同住宅)で、 住宅の部分が2分の1以上であること
- (4) 建築基準法第43条に抵触しない敷地であること
- (5) 建築物 (塀等を含む) が、建築基準法の道路に突出していないもの
- (6) 防火構造であるもの、又は同時に行う改修工事により同構造となるもの
- (7) その他建築基準法上重大な疑義のないもの

助成対象者

- (1) 助成対象建築物の所有者または居住者
- (2) 世帯全員が、住民税を滞納していないこと

助成金額

耐震改修工事に要した費用の3分の2(上限100万円) 更に工事施工者が「区内の事業者」の場合:

耐震改修工事に要した費用の6分の1(上限50万円)を上乗せ

豊島区HP

https://www.city.toshima.lg.jp/315/bosai/taisaku/kunotaisaku/bosai/002160.html

手続きの流れ

事前相談



業者を選ぶ



助成申請



1~2週間

助成決定通知



契約・実施※1



完了報告※2



1~2调間

交付決定通知



助成金請求



2~4调間

助成金交付

手続きや必要書類などについて詳しくご案内します。 事前に電話等で日時を調整することをお勧めします。

耐震診断又は耐震改修工事を依頼する業者を決めて下さい。 耐震診断は登録を受けた事務所の中から選んでいただきます。 【注意】この段階で契約をすると、助成対象となりません。

「助成承認申請書」及び添付書類をご提出下さい。 提出書類の詳細は、豊島区ホームページをご覧下さい。

申請書類を審査の上、助成可否を決定し通知します。

助成承認通知の後、診断事務所又は施工業者と契約し、 耐震診断又は耐震改修工事を実施して下さい。診断内容 又は工事内容に変更が生じる場合には、「変更承認申請 書」を事前に提出し承認を受けて下さい。

耐震診断は「完了報告書」、耐震改修工事は「完了届」を、 「交付申請書」と必要書類とともにご提出下さい。 提出書類の詳細は、豊島区ホームページをご覧下さい。

報告内容を審査し、交付額を決定し通知します。

「助成金請求書」、「口座振込依頼書」をご提出下さい。

「助成金請求書」に基づき、ご指定の口座に振り込みます。

- ※1 契約は「助成承認通知書」の交付後となります。
- ※2 完了報告の提出期限は、各年度の2月末です。
- 備考 耐震改修が完了した住宅に対する固定資産税・都市計画税の減免制度があります。 改修が完了した日から3ヶ月以内に、都税事務所に申請してください。 【東京都主税局HP】https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shisan/info/taishin.html





